平成２５年（フ）第２５号
横浜市中区妙香寺台２番地　山手ハウス102号
債務者　田中　秀明
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６号
横浜市中区新山下３丁目14番１―1001号
債務者　奥村　泰次
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１号
横浜市保土ケ谷区狩場町112番地　大和交通株式会社１号室
債務者　中村　弘之
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９９号
静岡県掛川市三俣451番地の７
債務者　盛島マサオこと　モリシマ　アレシャンドレ　マサオ
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番14―317号
14棟317号
債務者　奥野　正毅
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９９号
岡山県都窪郡早島町早島4227番地102、住民票上の住所岡山市南区藤田425番地278
債務者　池田　一男
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２９号
岡山県玉野市八浜町大崎267番地
債務者　柴田　英司
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４号
横浜市保土ケ谷区仏向町1037番地１　ビューコート仏向１―１棟209号
債務者　岩佐　陽子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１４号
長崎県佐世保市八幡町10番30号
債務者　荒木　登子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
長崎県佐世保市八幡町10番30号
債務者　荒木　劍郎
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第５号
長崎県佐世保市大和町５番地11　アートインサザンウィンドウ203号
債務者　水田ゆかり
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６号
長崎県佐世保市田原町21番19号　オーエイビル301、旧住所長崎県佐世保市塩浜町２番14号
債務者　出山　賢吉（旧姓末富）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７号
長崎県佐世保市早岐３丁目13番11号　セジュール早岐101号、旧住所長崎県佐世保市有福町4150番地３
債務者　川口　　隆
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目13―41―801
債務者　竹下美千代
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５５号
北海道帯広市西14条南35丁目５番６号
債務者　安富　政則
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係